

第8次大阪府医療計画（在宅医療分野）策定に向けた 今後の進め方

<内容>

1. 第8次大阪府医療計画の方向性
(令和4年度 在宅医療推進部会での合意内容)
2. 第8次大阪府医療計画策定に向けた作業等について
3. 在宅医療にかかる補助事業について
4. 第8次大阪府医療計画策定に向けた全体スケジュール

1.第8次大阪府医療計画の方向性（令和4年度 在宅医療推進部会での合意内容）

在宅医療サービスの基盤整備

第7次の施策体系

現状の課題

第8次の方向性

目標：在宅医療を支えるサービス基盤の整備

個別施策

- ・訪問診療の拡充
- ・訪問歯科診療の拡充
- ・薬局の在宅医療への参画促進
- ・訪問看護の拡充

- ・在宅医療の一部の指標については、目標値達成が困難となることが予想される。理由として、計画策定時に、訪問診療による医療需要推計の増加率を一律に用いて各指標の目標値を算出していたこと。また、訪問診療の診療報酬改定の影響もあったと考えられる
- ・小児・看取り等の専門・特殊性、地理的課題等の医療ニーズも踏まえ、将来に向けた在宅医療提供体制の充実が必要
- ・新型コロナを機に、訪問診療医と訪問看護の連携、チーム医療体制の構築の重要性を再認識

- ◆ サービス基盤の整備に係る各目標値については、これまでの推移や種別ごとに医療ニーズの分析を行い、検討する
- ◆ 在宅医療提供体制の充実や新型コロナを機に再認識された医療従事者間や多職種間の**連携強化に向け、各地域において、「在宅医療に必要な連携の拠点」を中心に取組を進める**（※看取りに係る体制整備含む）

目標：二次医療圏域ごとに在宅患者の急変時の受入体制の確保

個別施策

- ・在宅医療を支える病院・診療所の拡充

- ・急変時に後方支援を行う医療機関の充実や連携強化が必要
- ・新型コロナ等の有事においては、往診する医療機関が不足し、訪問看護等との連携により対応

- ◆ 往診を実施する医療機関の増加や多職種による体制づくりの推進（24時間対応可能な体制）
- ◆ **各地域における「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」を中心とした、後方支援を行う医療機関での急変時受入体制の構築と強化**

目標：在宅で安心して最期まで暮らすことができる人材・機能の確保

個別施策

- ・医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の育成

- ・今後の医療ニーズ（小児や看取り等の専門・特殊性、感染症等の有事の対応、地理的な課題）を踏まえた人材確保が必要
- ・在宅看取りを行う医療提供体制の充実が必要
- ・人生会議（ACP）の普及の充実が必要

- ◆ **医療ニーズを踏まえた在宅医療にかかる人材の育成**と確保
- ◆ 看取りに対応できる関係機関の体制整備（※）
- ◆ **人生会議（ACP）のさらなる普及啓発**（市町村や関係機関と連携した幅広い取組支援）

目標：円滑な在宅復帰を支える人材・機能の確保

個別施策

- ・病院・有床診療所の退院支援調整機能の強化を図る人材の育成
- ・医療職や介護職の在宅医療に関する理解促進

- ・入退院時における多職種間での連携強化が必要
- ・新型コロナの影響により、退院時カンファレンスが減少し、円滑な在宅移行に支障が生じたことで連携の重要性を再認識

- ◆ 退院時カンファレンス等でのWEBの活用とICTを活用した情報共有
- ◆ 医療介護コーディネーターや入退院支援担当者等の対応力強化

目標：在宅医療・介護連携に取組む病院・診療所の整備

個別施策

- ・在宅医療・介護連携推進事業を行う市町村の支援

- ・新型コロナ禍においては、介護サービスの継続が困難となる場合があり、訪問看護等が生活支援を実施
- ・今後の有事にも対応できるよう、日常の療養における多職種連携の強化が必要

- ◆ 医療従事者間や多職種間の連携が適切に行われる体制の構築（支援関係者の顔の見える関係と多職種チームの強化）
- ◆ **「在宅医療に必要な連携の拠点」を中心に体制を構築**
 - ・体制構築においては、介護職の感染症等の知識の向上と有事においても医療と介護が連携による患者支援の継続が可能となるよう整備

在宅医療に関わる人材育成

医介連携

2.第8次大阪府医療計画策定に向けた作業等について（全体）

令和4年度の実態調査等から見た、「現状の課題」や「方向性」を基に、第8次大阪府医療計画を策定
そのために、第7次医療計画作成指針からの改正点や、在宅医療推進部会での合意事項を踏まえた検討を実施

■ 第8次医療計画作成指針※1及び国通知※2（第7次医療計画からの主な改正点）

1. 在宅医療提供体制を構築するに当たり、圏域を設定すること。
2. 在宅医療に必要な連携を担う拠点を医療計画に位置付けること。
3. 在宅医療において積極的役割を担う医療機関を医療計画に位置付けること。

※1 「医療計画について」令和5年3月31日付け医政発0331第16号厚生労働省医政局長通知

※2 「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」令和5年3月31日付け医政地発0331第14号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知

+

■ R4年度 在宅医療推進部会での合意事項

- ・在宅医療の圏域は「二次医療圏単位」として整備
- ・取組みについては連携の拠点を中心とした地域で推進
(少なくとも1つの連携の拠点・積極的医療機関を含む)

<第8次大阪府医療計画策定に向けた今年度の作業等>

1. 在宅医療にかかる指標及び目標値の設定にあたり、これまでの推移や種別ごとの医療ニーズ分析を行い、検討
(データ分析等の一部の業務は委託)
2. 地域ごとの取組みを推進する「連携の拠点」及び「積極的役割医療機関」の設置に向け、
保健所等、関係機関・団体への説明・調整
 - ・地域ごとの医療資源や医療ニーズを把握するためのデータ等の提供
 - ・「連携の拠点」及び「積極的医療機関」の設置にあたっての課題整理
⇒ 必要に応じ、補助事業の拡充等の検討
3. 介護保険事業支援計画等、他の計画との整合性確保に向けた、他部局との連携
4. 在宅医療推進部会（2回）及び各圏域での在宅医療懇話会の開催（1回）
 - ・在宅医療にかかる指標及び目標値の合意／医療計画全体（府域版・圏域版）の合意 等
 - ・各圏域での「連携の拠点」及び「積極的医療機関」、実情に応じた取組みについての意見交換 等

在宅医療の体制構築にかかるイメージ図

①在宅医療の圏域（二次医療圏）

地域の急変時の対応体制や医療と介護の連携体制の構築等、在宅医療の体制整備

- ・医療計画の取りまとめ
- ・介護保険事業計画等、他の計画との整合性を図る
- ・在宅医療懇話会（医療と介護の協議の場を含む）の事務局 等

想定

保健所

想定

病院、診療所、訪問看護事業所、
地区医師会等関係団体、保健所、市町村等

「連携の拠点」及び「積極的医療機関」や
市町村との調整は、所管する保健所が実施

②在宅医療の連携の拠点

（例）市町村、保健所、地区医師会（診療所・病院）単位等

要件

1. 医療、介護、福祉関係者による会議の開催
（例）市町村主催の地域ケア会議、医師会等の地域医療関係団体が開催する会議 等
2. 医療、介護、福祉サービスの所在地や機能等を把握し、退院時から看取りまでの医療を提供するための調整
（例）医療・介護等関係機関の調整 等
3. 連携による24時間体制構築や多職種による情報共有の促進
（例）多職種による体制づくり（チーム医療、グループ診療等）、ICTを活用した情報連携 等
4. 人材育成（例）医療従事者等への研修 等
5. 地域住民への普及啓発（例）ACP含む在宅医療に関する普及啓発 等

想定

機能強化型在宅療養支援診療所及び
機能強化型在宅療養支援病院等

③積極的役割を担う
医療機関

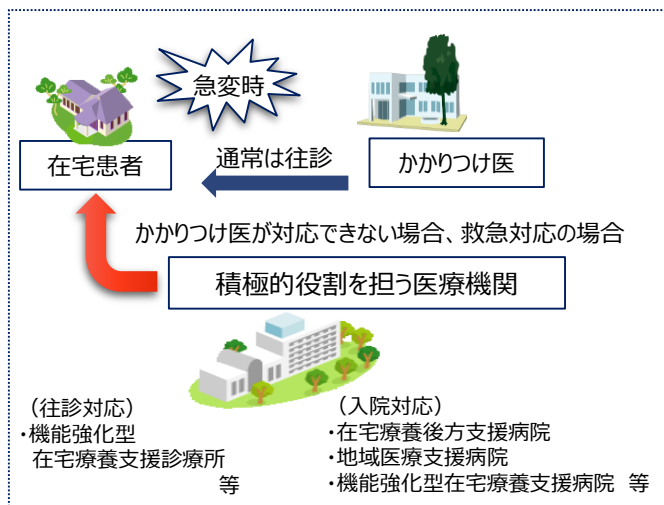
③積極的役割を担う
医療機関

③積極的役割を担う
医療機関

要件

1. 入院機能を有する医療機関は、患者の急変時に受け入れ
2. 夜間や医師不在時（特に1人医師が開業している診療所）、患者の急変時等に診療を支援
（例）かかりつけ医の代わりに往診、他機関への紹介や患者受入等を行う
3. 在宅療養に移行する患者に必要な医療・介護、福祉サービスが確保できるよう関係機関に働きかけ
（例）地域ケア会議での関係づくり・働きかけ、退院時カンファレンスの実施 等
4. 臨床研修制度における地域医療研修において、在宅医療の現場での研修を受ける機会の確保
（例）自院や関係機関の医療従事者等への研修の機会の確保に努める（努力規定）
5. 災害時における適切な医療提供のための計画策定と他の医療機関における計画策定の支援
（例）自院でのBCP策定及び他の医療機関への策定内容の共有 等
6. 地域包括支援センター等との協働で、サービスの適切な紹介や、地域住民への在宅医療に関する情報提供
（例）地域包括支援センター、在宅医療・介護連携コーディネーター等との連携、ACP含む在宅医療に関する普及啓発 等

積極的役割を担う医療機関イメージ



※ 「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」令和5年3月31日付け医政地発0331第14号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知を基に作成

3.在宅医療にかかる補助事業について

<補助事業の検討>

「連携の拠点」等については、市町村が実施する「在宅医療・介護連携事業※」の実施主体と同一となることも想定されることから、府の補助事業の検討にあたっては、市町村との役割を明確にする必要がある。

市町村 (ア) 地域の医療・介護の資源の把握、(イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討、(ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進、(エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援事業※ (オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援、(カ) 医療・介護関係者の研修、(キ) 地域住民への普及啓発、(ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

府・補助事業の目的：医療資源の確保（人材育成含む）・医療提供体制の構築・広域の視点が必要な取組み

連携の拠点

求められる事項	市町村事業	府の補助事業(案)	今後のあり方を踏まえた取組み(案)
1. 医療、介護、福祉関係者による会議の開催	イ	-	
2. 医療、介護、福祉サービスの所在地や機能等を把握し、退院時から看取りまでの医療を提供するための調整	ア	△	(看取りに対応できる関係機関の体制整備については、多職種による体制づくりに含む)
3. 連携による24時間体制構築や多職種による情報共有の促進	ウ、エ、オ	○	多職種による体制づくり(チーム医療、グループ診療等24時間対応可能な体制) ICTを活用した情報共有【在宅医療体制強化事業(機能強化支援事業)】
4. 人材育成	カ	○	医療ニーズを踏まえた在宅医療にかかる人材の育成と確保【在宅医療総合支援事業】、【在宅医療体制強化事業(同行訪問事業)】
5. 地域住民への普及啓発	キ	○	ACP含む在宅医療に関する普及啓発にかかる取組み

積極的医療機関

求められる事項	市町村事業	府の補助事業(案)	今後のあり方を踏まえた取組み(案)
1. 入院機能を有する医療機関は、患者の急変時に受け入れること		○	入退院支援担当者等の対応力強化【入退院支援機能強化研修事業】急変時受入体制の構築と強化【在宅医療移行体制確保事業】
2. 夜間や医師不在時(特に1人医師が開業している診療所)、患者の急変時等に診療を支援		○	夜間休日のバックアップ体制、グループ診療等の体制づくり【在宅医療体制強化事業(機能強化支援事業)】
3. 在宅療養に移行する患者に必要な医療・介護、福祉サービスが確保できるよう関係機関に働きかけ	ウ、エ	○	多職種による体制づくり(チーム医療、グループ診療等24時間対応可能な体制) ICTを活用した情報共有【在宅医療体制強化事業(機能強化支援事業)】
4. 臨床研修制度における地域医療研修において、在宅医療の現場での研修を受ける機会の確保		○	【在宅医療体制強化事業(同行訪問事業)】
5. 災害時における適切な医療提供のための計画策定と他の医療機関における計画策定の支援		○	各機関のBCP策定及び地域版BCPの策定と共有【BCPサンプルのHP掲載、BCPセミナーの開催】
6. 地域包括支援センター等との協働で、サービスの適切な紹介や、地域住民への在宅医療に関する情報提供	エ、キ	-	

1. 在宅医療体制強化事業（機能強化支援事業）

在宅療養患者への24時間往診体制整備に向けて、複数医療機関における連携体制の構築を支援する。具体的には、機能強化型在宅療養支援診療所（病院）の算定要件を充足させるため、またはグループ診療体制の構築及び運営のために、医療機関間や多職種間の連携体制構築にかかる経費（例：ICT導入費等）への補助を行う。

◆補助対象：大阪府内に所在する診療所及び病院

2. 在宅医療体制強化事業（同行訪問事業）

将来の在宅医確保に向け、府内の医師を対象に同行訪問等の在宅医療研修会を実施する診療所（病院）を支援する。具体的には、同行訪問等の在宅医療研修会に要する経費への補助を行う。

◆補助対象：大阪府内に所在する診療所及び病院

3. 在宅医療総合支援事業

府全域の在宅医療提供体制の確保に向けて、在宅医の質の確保のための研修等を実施。具体的には、大阪府医師会が実施する在宅療養・看取り等研修会、領域別多職種連携研修会に要する経費への補助を行う。

◆補助対象：（一社）大阪府医師会

4. 入退院支援機能強化研修事業

病院における患者とその家族への入退院支援や退院調整の業務に従事する看護職員等の育成を支援することで入退院支援体制の強化を図る。具体的には看護協会が実施する入退院支援機能強化研修に要する経費への補助を行う。

◆補助対象：（公社）大阪府看護協会

5. 在宅医療移行体制確保事業

医療機関の入退院支援や急変時の受入機能を強化することによって、府内の医療提供体制の充実を図る。具体的には、入退院支援加算や在宅療養後方支援病院等の施設基準の算定要件を充足させるため、地域連携に必要な看護師等の配置に必要な経費への補助を行う。

◆補助対象：大阪府内に所在する病院（地域医療支援病院及び在宅療養後方支援病院を除く）

4. 第8次大阪府医療計画（在宅医療分野）策定に向けた全体スケジュール

